

令和5年 12月

四万十町議会 定例会

田長行政報告

介護保険料の過大徴収・ 過大還付について

平成29年度から令和5年度における介護保険料について、過大に徴収、還付している事案が少なくとも36件ありました。

内訳は、過大徴収が25人で計584,790円、過大還付が11人で計217,260円となっています。過大徴収分は、全員に返還済みであり、過大還付分は、時効のため返還を求めないこととしました。

今回の事案発生の背景については、平成27年度の介護保険法の改正により、所得に変更があった場合に、さかのばって介護保険料を修正できる期間について「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から2年を経過した日以後においては、することができない」とされました。令和5年9月に改めて国から最初

ることを決定し準備を進めていきます。

また、十和地区区長連絡協議会から頂いています意見も踏まえ、十川中学校を含む学校名の変更についても、統合に合わせて協議していく予定です。

スマートな統合に向けて、また、児童が統合後の環境変化に対応できる体制などの整備、さらには小学校と中学校がそれぞれ1校となる十和地域の魅力ある教育環境の充実に努めていますので、保護者をはじめ地域の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

今後も適正配置計画に基づく小学校の統合については、子どもたちのより良い教育環境の充実を目指すと共に、地域と共ににある小学校の特質を踏まえながら、保護者などの同意や地域の理解を得て進めることとしています。

文化的施設整備事業に係る 今後の対応について

文化的施設整備事業については、9月議会定例会において「施設本体の建築工事に係る請負契約議案」が審議され、その結果、否決となつたもので、賛同いただいているサービス計画の実現のためには、必要最小限の規模であるとの考えに変わり

の納期について、当町においては、特別徴収は5月11日、普通徴収は8月1日とする旨の見解が示されました。ため、過去2年度分の4月1日まで來しているかどうか職員が個別に判断する必要がありましたが、その認識がなく本来はさかのばれないが到来しているかどうか職員が個別に増減の処理を行っていたことが判明しました。

今後は、正しい起算日で自動計算できる仕様に変更を行い、また、システムの仕様を変更するまでの対応については、複数の職員で確認を行なうなど、再発防止に努めてまいります。

今後は、正しい起算日で自動計算できる仕様に変更を行い、また、システムの仕様を変更するまでの対応については、複数の職員で確認を行なうなど、再発防止に努めてまいります。

ご迷惑をおかけしまして、申し訳ございませんでした。

ヤイロチョウのさえずる 町づくり条例について

令和元年12月、総務常任委員会にヤイロチョウのさえずる町づくり条例の制定を求める請願が、町内4団体および3名の町議会議員より提出され、その後、令和2年3月議会定例会にて採択されました。

ことから、事業そのものが休止状態となっているところです。

こうした状況を受け、各事業者をはじめ関係する皆さまへの影響が多大であることから、「現段階では中止せざるを得ない」旨の対応方針をお示しし、ケーブルテレビ・町広報紙や区長会などを通じてお知らせしていました。

一方で、関係機関などとの協議や調整を重ねるなど、事業の継続に向け模索してきましたが、残念ながら今日に至るまで打開策を見いだすに至らず、本年度中の工事着手はできないと判断しました。

しかし、これまで多くの方々のご検討してきたこの事業を、課題が何一つ解決されないまま、描いてきた未来像を何も実現させることなく終わらせるわけにはいきません。また、「施設整備は必要」とする想いは、議会や町民の皆さまの声からも共通の認識であると考えます。

現計画の施設規模については、専門家の意見や関係機関などで協議いたしましたが、基本計画に基づき設計されたもので、賛同いただいているサービス計画の実現のためには、必要最小限の規模であるとの考えに変わり

条例制定の進捗状況についての議

会の一般質問は計5回行われ、令和4年12月議会定例会では、請願内容

の課題整理などは行っていたものの、シス

テム上では、最初の納期に對

する詳細な見解が示されていなかっ

た。

芳しくない状況であることや、ヤイ

ロチョウという資源を冠した条例制

定ということもあるため慎重に対応

していくという方向をお示ししまし

た。その後、課題の整理や対応方法

などについて再度協議をし、大正・

十和地域まちづくり推進協議会にて

協議を行い地域の意見や思いを率直

に聞かせてもらうとともに、四万十

町環境審議会、鳥獣害防止対策協議

会、林政円卓会議および窪川地区区

長連絡協議会と県関係機関や関連団

体との協議の場を設け、同様に意見

聴取を行いました。

意見聴取では、ヤイロチョウを見

たことも、さえずりを聞いたことも

ないなどの意見や、認知度が低いと

いう現状や地域により思い入れや温

度差があることが判明しました。そ

の他、意見を集約していくと、

地域振興に条例制定の必要性を感じ

られないという意見や、まちの活性

化の視点の前にはまず環境を保護する

ことによりヤイロチョウを守ってい

くことが大事ではないかといった意

見も頂きました。町としては、ヤイ

ロチョウを活用することで環境保護

小学校の統合（適正配置計 画の推進）について

適正配置計画に基づく小学校の統合については、これまで各地域の状況を含めて進捗状況などをご報告してきたところですが、改めて十和地域の小学校の状況についてご報告します。

昭和小学校と十川小学校の統合については、保護者の同意が得られたことを9月議会定例会の際にご報告していますが、地域の方を対象に説明会を行いまして、理解をいただきましたので、令和7年4月に実施す

見直しなどを求める声があることもあります。

このため、行政としては現在の計画を基本としつつ、合意形成に向けて議会や関係者の皆さまと議論を重ねていきたいと考えています。加えて、9月議会定例会以降、町内さまざまな動きが生まれ、さらには議会報告会が12月4日に行われたばかりの状況などを踏まえると、ここで結論付けるべきではないとの判断に至りました。

つきましては、今しばらくお時間

をいただき、今後の対応方針について

は来年3月議会定例会で改めて報告

させていただきます。

町民の皆さまには、一層のご理解

とご協力ををお願い申し上げます。

の意識も高まるということは認識していませんが、小学校の環境学習など

により、認知度を高めていくことの方が重要であると感じたところで

す。

今回のヤイロチョウのさえずる町づくり条例の制定を求める請願に関

しては、条例制定は行わず、町の取

り組みとして、町内の関連団体と連

携を図り、自然保護や保全活動およ

び生物多様性などの学習などを実施

することで、町民のヤイロチョウに

対する認識を深めていく取り組みを行なうことで、ヤイロチョウがさえずる自然豊かなまちづくりを目指していくことを

行い、ヤイロチョウがさえずる自然豊かなまちづくりを目指していくことを

行い、ヤイロチョウがさえずる自然豊かなまちづくりを目指していくことを